

制定；2022年8月31日
管理責任者；事務局長

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人陽和（以下「この法人」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規程は、当法人が主催する講演会・研修等において講演や講義を行う当法人が依頼する講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金に適用する。

(謝金等の支払基準)

第3条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。

2 講師謝金等及び助言謝金等の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。

3 講師謝金等及び助言謝金等の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

4 執筆謝金等について、400字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語400字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。

5 執筆謝金等の支払単位は0.5枚とし、端数については、100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げとする。ただし、全体で100字未満の場合は0.5枚とみなす。

(謝金の支払方法)

第4条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

2 謝金の支払いにあたっては、当機構は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。

3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合には源泉徴収は行わない。

(費用)

第5条 謝金金額には原則として交通費・駐車場代等の付帯費用を含めるものとする。ただし、遠地からの移動など特段の事情がある場合は当法人の旅費規程を準用して謝金に追加して支払うことができる。その場合は事務局長の事前承認を得るものとする。

2 本規程の対象となる支払対象者が当機構の依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については第5条の定めるところに従い請求を受けたのちには遅滞なく支払う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2022年8月31日から施行する。(2022年8月31日理事会決議)

別表

講師謝金等	1回あたり	30,000円（最大）
執筆謝金等	400字あたり	2,000円（同上）

2023年2月19日改定